

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 15 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手續)</p> <p>第 4 条 施行令第23条第 1 号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第 3 号の規定による小学校若しくは中学校の位置の変更、施行令第26条第 1 項第 1 号の規定による学校の名称の変更、同項第 2 号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第 3 号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。この場合において、位置の変更については、施行規則第 5 条に規定する書類のほか、前条第 1 項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）及び第 3 項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の目的の変更認可の申請手續)</p> <p>第 4 条の 2 法第130条第 1 項の規定による専修学校の目的の変更の認可の申請は、変更期日の30日前までに施行規則第 5 条第 1 項に規定する書類のほか、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 3 項及び第 5 項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の名称等の変更の届出手続)</p> <p>第 4 条の 3 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出は、変更期日の30日前までに施行規則第 5 条に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(各種学校の目的等の変更の届出手続)</p> <p>第 4 条の 4 施行令第26条の 2 の規定による各種学校の目的、名称又は位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、学則の変更の届出は変更後速やかに、施行規則第 5 条に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手續)</p> <p>第 4 条 施行令第23条第 1 号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第 3 号の規定による小学校若しくは中学校の位置の変更、施行令第26条第 1 項第 1 号の規定による学校の名称の変更、同項第 2 号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第 3 号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。この場合において、位置の変更については、施行規則第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、前条第 1 項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）及び第 3 項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の目的の変更認可の申請手續)</p> <p>第 4 条の 2 法第130条第 1 項の規定による専修学校の目的の変更の認可の申請は、変更期日の30日前までに施行規則第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 3 項及び第 5 項に規定する書類及び図面を添えてなければならない。</p> <p>(専修学校の名称等の変更の届出手続)</p> <p>第 4 条の 3 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出は、変更期日の30日前までに施行規則第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(各種学校の目的等の変更の届出手続)</p> <p>第 4 条の 4 施行令第26条の 2 の規定による各種学校の目的、名称又は位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、学則の変更の届出は変更後速やかに、施行規則第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。